

国民健康保険特別会計

議案第4号

令和6年度熊谷市国民健康保険特別会計予算

令和6年度熊谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,787,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 国民健康保険税		3,449,514
	1 国民健康保険税	3,449,514
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 県支出金		13,481,601
	1 県負担金・補助金	13,481,601
4 財産収入		25
	1 財産運用収入	25
5 繰入金		1,797,858
	1 他会計繰入金	1,797,858
6 諸収入		58,244
	1 延滞金、加算金及び過料	38,900
	2 雑入	19,344
歳 入	合 計	18,787,243

歳 出		単位 千円
款	項	金 額
1 総務費		221,311
	1 総務管理費	199,706
	2 徴税費	20,971
	3 運営協議会費	634
2 保険給付費		13,315,371
	1 療養諸費	11,526,040
	2 高額療養費	1,723,650
	3 葬祭諸費	15,500
	4 出産育児諸費	50,021
	5 移送費	60
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		4,915,939
	1 医療給付費分	3,271,236
	2 後期高齢者支援金等分	1,255,422
	3 介護納付金分	389,281
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		303,142
	1 保健事業費	118,464
	2 特定健康診査等事業費	184,678
6 積立金		26
	1 積立金	26

		単位	千円
款	項	金	額
7 公債費			1,000
	1 公債費		1,000
8 諸支出金			30,352
	1 償還金及び還付加算金		30,352
9 予備費			100
	1 予備費		100
歳	出	合	計
			18,787,243

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険診療報酬明細書・療養費内容点検業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	10,000千円

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 5 号

令和 6 年度熊谷市駐車場事業特別会計予算

令和 6 年度熊谷市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9, 3 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位	千円
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			12,000
	1 使用料		12,000
2 繰入金			7,191
	1 他会計繰入金		7,191
3 諸収入			153
	1 雑入		153
歳	入	合	計
			19,344

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 駐車場費			19,244
	1 事業費		19,244
2 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			19,344

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計

議案第 6 号

令和 6 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和 6 年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 5 7 7, 6 4 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位	千円
款	項	金	額
1 分担金及び負担金			40,467
	1 籠原中央第一土地区画整理事業保留地処分金		1,200
	2 上石第一土地区画整理事業保留地処分金		4,820
	3 上之土地区画整理事業保留地処分金		34,447
2 国庫支出金			59,200
	1 上之土地区画整理事業国庫補助金		59,200
	△ 上石第一土地区画整理事業国庫補助金		-
3 県支出金			11,000
	1 上之土地区画整理事業県補助金		11,000
4 繰入金			1,464,676
	1 籠原中央第一土地区画整理事業繰入金		33,564
	2 上石第一土地区画整理事業繰入金		352,872
	3 上之土地区画整理事業繰入金		1,078,240
5 諸収入			2,305
	1 籠原中央第一土地区画整理事業雑入		1,254
	2 上石第一土地区画整理事業雑入		33
	3 上之土地区画整理事業雑入		1,018
歳	入	合	計
			1,577,648

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 区画整理費			1,577,548
	1 籠原中央第一土地区画整理費		35,918
	2 上石第一土地区画整理費		357,725
	3 上之土地区画整理費		1,183,905
2 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			1,577,648

後期高齢者医療特別会計

議案第7号

令和6年度熊谷市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度熊谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,765千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,469,554
	1 後期高齢者医療保険料	2,469,554
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		688,688
	1 他会計繰入金	688,688
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		7,522
	1 延滞金、加算金及び過料	431
	2 償還金及び還付加算金	7,070
	3 雑入	21
歳 入	合 計	3,195,765

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 総務費			80,170
	1 総務管理費		68,200
	2 徴収費		11,970
2 後期高齢者医療広域連合納付金			3,108,425
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		3,108,425
3 諸支出金			7,070
	1 償還金及び還付加算金		7,070
4 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			3,195,765